

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
七葉コミュニティセンター	新発田市三日市 862 番地 （旧新発田市三日市 56番12（仮番地））	研修室A	37.20	平成28年4月1日
		研修室B	37.20	
		研修室C（和室）	55.50	
		研修室D	42.00	
		多目的ホール	266.00	